

# 愛川町発注工事系委託（コンサルタント業務）の入札における 開札後の疑義申立てについて

令和2年2月25日

愛川町が発注するコンサルの入札案件において、入札の透明性・公平性をより高めるため、開札後に金額入りの内訳書を公開し、入札者からの疑義の申立期間を設けます。制度の詳細は、次のとおりです。

なお、申立期間を過ぎた申立ては、受け付けませんので、ご留意願います。

## 1. 落札保留について

開札後、疑義申立てにより落札者が変わる場合がありますので、開札後直ちに落札決定はせず、疑義申立期間中は、落札決定を保留します。疑義申立期間を設ける入札は、全ての工事系委託（コンサルタント業務）入札案件とします。

## 2. 疑義の申立てについて

### （1）疑義申立期間

開札日の翌々日（土曜日、日曜日及び祝休日並びに年末年始を除く）の午後5時まで、申立てを行ってください。

### （2）疑義申立の対象者

当該案件について入札書を提出した者（以下、「入札参加者」という。）のみとします。

### （3）内訳書の確認

金額入りの内訳書の確認を希望する場合は、管財契約課窓口で入札参加者であることを社員証等により証明した上で確認ができます。

### （4）申立方法

設計内容について、疑義申立てを行う場合には、別紙「疑義申立書」及び申立てを行う者が積算した内訳書（町が配布した金額抜き内訳書に入札金額の内訳を記入したもの）を提出してください。

### 3. 疑義申立期間に申立てがなかった場合の対応について

疑義申立期間に申立てがない場合は、疑義申立期間終了後、落札決定をします。

### 4. 疑義申立てへの対応について

疑義申立てがあった場合、しばらく調査期間を要することから、入札参加者全員に「疑義申立内容調査のため」とする落札保留通知を電子入札システムにより発行し、当該案件に対する疑義申立内容を調査した上で、次の運用に基づき対応します。

#### (1) 調査の結果、設計書に誤りがなかった場合

疑義申立者から提出された内訳書と町の積算を調査比較して、予定価格・最低制限価格が変わらない場合は、申立者にその旨を説明した上で、電子入札システムにより落札決定通知を発行します。

#### (2) 調査の結果、設計書に誤りがあることが判明した場合

ア. 誤りがあった内容を修正した設計書をもとに予定価格・最低制限価格を算出し、落札候補者に変更が生じない場合は、申立者にその旨を説明した上で、入札を有効とし、電子入札システムにより落札決定通知を発行します。

(入札参加者全員に誤りのあった内容と入札の効力を通知します。)

イ. 誤りがあった内容を修正した設計書をもとに予定価格・最低制限価格を算出し、落札候補者に変更が生じる場合は、申立者にその旨を説明した上で、入札を無効とし、電子入札システムにより入札無効通知を発行します。(入札参加者全員に誤りのあった内容と入札の効力を通知します。)

(様式1)

年 月 日

## 疑義申立書

愛川町長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

提出者氏名

令和 年 月 日開札の「 業務委託」の設計について、  
疑義があると思われますので、次のとおり疑義の申立てを行います。

なお、内訳書を添えて設計内訳の確認を求めます。

【疑義申立ての内容について】

注1 申立は当該入札において金額を入れた入札書を提出した者しかできません。

注2 申立て時には、会社の身分証明書、社名の入った健康保険証等入札参加者であることを証明するものをお持ちください。

注3 内訳書は、町が配布した金額抜内訳書に入札金額と一致するように内訳書を記入したものとします。

(様式2)

年 月 日

## 疑義申立てに対する回答

商号又は名称

代表者職氏名

殿

愛 川 町 長

疑義申立てのありました、下記の業務について内容を調査した結果を回答いたします。

【案件名： 】

(1) 申立の内容について、積算を調査した結果、予定価格・最低制限価格が変わらないため、落札決定します。

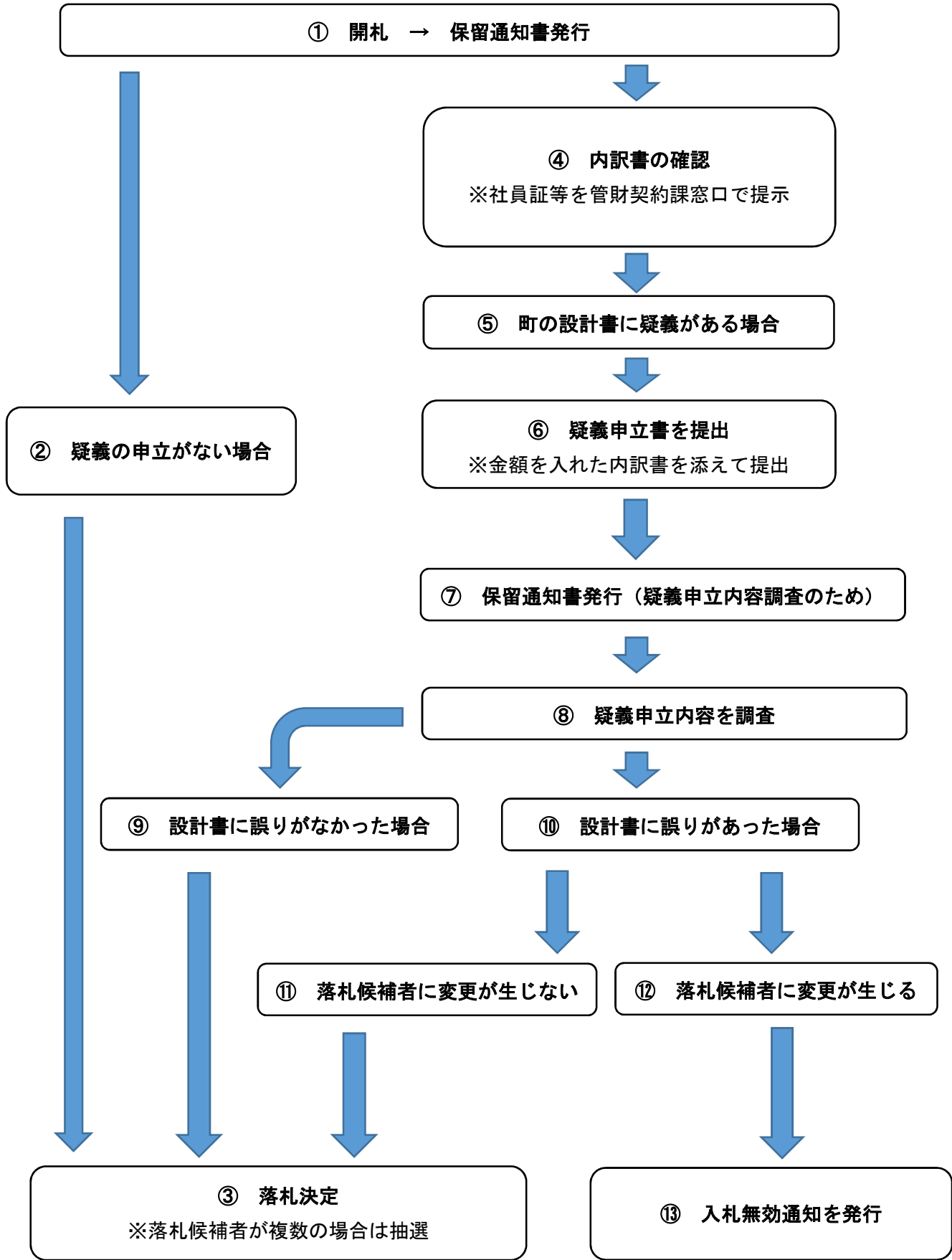
(2) 申立の内容について、積算を調査した結果、設計に誤りがあることが判明しました。

ア. 誤りがあった内容を修正した設計書をもとに予定価格・最低制限価格を算出した結果、落札候補者に変更が生じないので、入札を有効とし、落札決定します。

イ. 誤りがあった内容を修正した設計書をもとに予定価格・最低制限価格を算出した結果、落札候補者に変更が生じるので、入札を無効とします。

【設計誤りの内容について】

コンサルの入札における開札後の疑義申立て制度の手続きフロー



## 疑義申立制度等に関する留意事項

1. コンサルにおける疑義申立制度の対象は、令和2年4月以降に公告する入札案件です。（随意契約に関しては、対象となりません。）
  
2. 疑義の申立て・内訳書の確認は、開札日の翌々日（土曜日、日曜日及び祝休日並びに年末年始を除く）の午後5時までです。期限を過ぎた申立ては、受け付けません。  
（内訳書の公開・疑義申立ての対象者は、入札書を提出した者です。内訳書の公開の際には、社員証等を窓口にお持ちください。）
  
3. 疑義として取り扱うことができないものは、次のとおりです。
  - ・ 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
  - ・ 開札前に公表された設計図書等により確認できるもの
  - ・ 質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
  - ・ その他当該入札に関係がないもの